

戦国期の守護権力

——出雲尼子氏を素材として——

今 岡 典 和

【要約】 出雲尼子氏の戦国大名としての権力の形成については、従来幕府—守護体制に対する反逆的性格が強調される事が多かったが、室町期の出雲守護京極氏との関係に注目すれば、京極氏との連続面が目立ち、尼子氏の守護としての性格が明らかとなる。京極氏の出雲領国支配は、自立性の強い国人・寺社等の伝統的在地勢力によって大きな制約をうけていた。これに対して尼子氏は、京極氏一族の守護権限代行者として近江から出雲に入り、経久の代に京極氏の家督と守護権を継承し、更にそれを幕府によって認定されている。尼子氏は戦国期における幕府—守護体制の一環に加わる事により、早期に一國支配を実現し得たのである。その事は、家臣団の構造においても伝統的国人層を中心とする出雲州衆と尼子氏の権力機構を構成する富田衆の二重構造として表わされており、それは同時に尼子氏権力の本質的な問題点ともなっていたのである。

史料 六六巻四号 一九八三年七月

序 言

正徳二年（一七一二）板行の『陰徳太平記』には、「尼子経久立身之事」と題する一章が立てられている。主家に追放され、牢浪の身となった尼子経久は諸国をさすらい、遂には山寺に沙弥となって飢餓をしのぎながら忍従の日々を送る。しかし、この希世の梟雄は、山中に埋もれるを潔しとせず、鉢屋衆の助力を得る事に成功し、やがて文明一八年（一四八六）正月元旦に奇計を以て富田城を奪う。かくて富田城の主となった経久は、出雲国内の諸豪を討ち、更に山陰山陽の諸国を切り取り次第に切り従え、遂には一一州の大守と仰がれるに至る——。

右は『陰徳太平記』の最も人口に膾炙したシーンの一つである。その余りにもドラマティックであるが故に、尼子經久の富田城奪取は、今日第一線の研究においても下剋上の一例、戦国時代開幕の象徴的事件として認識される事が多い^①。その事はまた戦国大名としての尼子氏の評価にかかわって、尼子氏を扱った数少ない従来の研究においても、幕府及び守護京極氏に対する尼子氏の反逆的姿勢が強調され、守護代からの脱皮に戦国大名尼子氏の誕生を見る通説がほぼ踏襲されている^②。

これに対して、最近の松浦義則氏による研究は、尼子氏の出雲国支配権を京極氏の一国支配権の継承とした点で画期的なものであった^③。尤も、氏の考察の主眼は右の規定の上に立っての尼子氏による領主層掌握のあり方であり、それについては国人に対する「国並」、土豪に対する「被官並」、小領主に対する「地下並(負担免除)」の三つの類型が設定されている。ここで「国並」の奉公は、「国」の公的支配者への一般的義務として観念され、また室町期の国人が將軍・守護に果していた一種の公役のごとき性格を持つものとして、特定の主君ないし家と切り離して存在し得ない「被官並」の奉公と対比されており、その場合、尼子氏が京極氏の一国支配権を継承した事が、国人に国並の奉公を求める要件となる訳である。だが、松浦氏の場合、主として知行制の面から右の類型を論じ、一方で尼子氏の一国支配権の内容にも、また継承の具体的様相についても触れておられぬため、右の類型が戦国大名としての尼子氏の性格にどのように関わるのかが必ずしも明確にはなっていないように思われる。

尼子氏が守護代の戦国大名化した数少ない一例であり、しかも天文二十二年(一五五二)に至って守護職補任状をうけている事実を考えれば^④、守護権に連なる一国支配権にこそ戦国大名尼子氏の特質があると考えられ、家臣団編成についても、公権力の具体的な形態と機能の問題がまず第一に考察されるべきではなからうか。右の観点からする本稿の主たる目的は、尼子氏の一国支配権の性格を京極氏の守護権との関連で検討し、それが尼子氏権力の性格をどのように規定しているかを考察する事にある。それはまた、戦国大名権力における公権力の問題を解明する糸口ともなり得ると考えられる。

尼子氏は京極高詮の弟高久が近江国犬上郡甲良庄尼子郷を領した事に始まり、その次子持久が高詮の守護代として出雲に下り、雲州尼子氏の祖となったと伝えられるが、その初期の動向は殆どヴェールの彼方にある。以下、本稿ではまず守護京極氏の出雲領国支配の性格を考察し、次にそれがどのようにに尼子氏に移行したのかを具体的に跡づけ、その上で戦国大名尼子氏の性格を論ずる事としたい。^⑦

① 例えは永原慶二『戦国の動乱』、『日本の歴史』第一四巻、小学館、一九七五年。

② 尼子氏についての従来の研究としては、概説的なものとして米原正義『尼子経久』（人物往来社、一九六七年、のち改訂を加えて『出雲尼子一族』として一九八一年に新人物往来社より再刊）、藤岡大拙『尼子氏の独立』（『歴史公論』一九八一年一月号）等があり、個別的な問題を扱ったものとして米原正義『出雲尼子氏の文芸』（『戦国武士と文芸の研究』所収、桜楓社、一九七六年）、勝田勝年『尼子経久の出雲富田城攻略説に就て』（『国学院雑誌』八六〇号、一九七八年）、同氏『尼子経久画像の研究』（『国学院雑誌』八七七号、一九八〇年）等がある。なお、勝田勝年氏は右の論稿（前者）において、尼子氏と京極氏の対立的側面を重視する事に疑念を提示されており、具体的な論証はされていないが、発想において本稿と共通するものがある。

一 出雲守護京極氏の領国支配（その①）

京極氏が初めて出雲国守護となったのは、足利尊氏の側近として辣腕を振るった導管の代であるが、その後守護職は一時山名氏の手に移り、京極氏の領国支配が本格的に展開するのは、明徳の乱で山名氏が没落し、導管の孫高詮が改めて守護となつてからの事である。

③ 同氏「戦国大名の領土層掌握について」（『福井大学教育学部紀要』第Ⅲ部社会科学第三〇号、一九八一年）。

④ 尼子氏の守護職補任については後に詳しく述べる。

⑤ 『佐々木系図』。

⑥ この事について、『陰徳太平記』はこのように伝えるが、『多胡外記 口上之覚』（島根県立図書館架蔵写本）は高久が初めて出雲に下ったとする。いずれにせよ、尼子氏の出雲入部については、直接これを物語る確かな史料は存在しない。

⑦ 以下、本稿で典拠とする史料は、特記せぬ限り京都大学国史学研究室・東京大学史料編纂所・島根県立図書館架蔵の影写本または写真版による。史料閲覧の便宜を頂いたこれらの機関の方々に、この場を借りて御礼申し上げます。

場合の書式について予め説明を加えておきたい。

ここで尼子氏が見える文書は、全て守護奉行人の連署奉書であり、例えば(1)の文書ではその充所は次のようになっている。

（本文略）

尼子殿

御代官

三沢対馬守殿

従来はこの三沢対馬守を即ち「尼子殿御代官」と考え、(1)～(3)の文書に見える国人達が尼子氏の代官を務めていたと解されて来た。^③しかし、(3)の文書のように数名連記のものを全て尼子氏の代官とするのも書式としては不自然であるし、更に表1には掲げていないが、充所が

尼子殿

御代官

のみの文書もいくつが存在する。^④

また、表1の充所に尼子氏の見える文書はいずれも京極氏奉行人の連署奉書であるが、管見の限りでは京極氏奉行人の奉書で充所に尼子氏の名の見えるものは全て先のような書式になっており、逆に京極氏当主の直状にはそのような例は見当らない。更に、尼子氏が京極氏の一族であった事を考え合わせるならば、これは室町幕府の奉行人奉書が細川・斯波・畠山氏等を直接の充所とし得なかったのに等しく、^⑤尼子氏に対する表敬のための書式と考えるべきであろう。

そのように考えるならば、尼子氏は康正年間において三沢氏等の出雲の伝統的国人と並列的な立場で守護権限の遵行にあたっている事になり、この時期の尼子氏の地位について尼子氏を一貫して守護京極氏の下での出雲守護代と見なして来

た通説をも含めての再検討が必要であるが、それについては後に詳しく触れる事とし、ここでは先の事実をひとまず指摘しておきたい。

さて、以上の事を確認した上で、表1を改めて検討するならば、守護京極氏の出雲領国支配機構の特徴として、守護発給文書の充所がきわめて流動的であって、しかも同時に複数のものが守護権限の執行にあたっているような例の多い事が指摘でき、現地における守護権限の代行者としての守護代のような制度はその存在を検出する事が困難なのである。更に今一つ、管見の限りでは表1の文書をその充所に見えるものが更に下部の機構（例えば小守護代・郡代など）に伝達した例はないのであって、以上の事実から想定される京極氏の出雲領国支配機構は制度的にさほど整っていたものではなかったと考えざるを得ない。

ここで再び表1に注目し、現地における守護権限の遵行がどのような場合に行なわれるかを考えてみたい。まず、(1)・(2)の二通はいずれも杵築大社三月会に関するものである。杵築大社三月会は、鎌倉期より国内の地頭御家人を挙げて務めるべきものであった^⑦。それ故、その円滑な実行は、出雲国内の領主階級の共同秩序の維持にかかわるものと言えよう。

次いで、(3)・(9)はいずれも小野愛寿丸と田儀又法師丸との間で争われた日御碕社検校職の相論に関するものである。また(11)・(13)は、日御碕社と杵築大社との境相論に関するものである。いずれも、出雲を代表する有力寺社勢力間の調停に関するものと言えるだろう。

残された少数のものについて解説を加えておくと、(10)は幕府御教書の守護による遵行の数少ない例であり、御教書の文言と合わせて考えると、^⑧ 鰐淵寺領が守護使不入である事を、段銭徴収にあたっていた守護使に充てて伝達したものと見る事ができ、直接に守護権限の行使を発動したものではないと言える。(14)も、御料所朝山郷についての同様の事例である。

以上の概観から窺えるのは、守護京極氏の下で出雲国における守護権限の何らかの執行機関の機能する場合が、国内の有力寺社や国人などの伝統的勢力相互の関係を調整し、国内の秩序を維持しなければならないようなケースに殆ど限られ

ている事である。

逆に言えば、他の有力な勢力との競合が起ころぬ場合は、そのような執行機関の機能する必要は無かったのであり、それは国内の伝統的勢力に対する守護権力の介入がきわめて困難であった事を物語っている。

その事と関連して、杵築大社を始めとする出雲国内の有力寺社勢力の存在形態が問題となるが、従来の研究によって明らかになっている所では、例えば杵築大社に拠る出雲国造家は、既に鎌倉期に幕府御家人となつて惣領制的な武士団編成を遂げ、自立的な地域的支配権力体制を構築していたのであり、日御碕社についても事態はほぼ同様であつたと考えられる。^⑩ 井上寛司氏はこれを「出雲国における古代から中世への移行過程（中世社会の形成）の歴史的特質」として捉えておられるが、^⑪ そうした見方が許されるならば、先に見たような出雲における守護権限のあり方は、正しくそうした出雲國の中世社会形成の歴史的特質がこの時代に落とされた影に他ならない。

杵築大社については、表1には含まなかったが、応永年間の日御碕社検校職をめぐる相論に関して、表1の(6)の文書と同日付、同内容の京極氏奉行人連署奉書が千家・北島の両国造に充てて発せられ、検校職の沙汰付を命じている。^⑫ この相論については、国造自身関与して愛寿丸を支持しているため、表1には敢えてこれを加えなかったが、いずれにせよ、ここで国造家が守護権力に連なつてその権限執行の一端を担っている事は確かであろう。

次に問題とすべきは、ここで出雲における守護権限の執行に携わっている諸氏の性格である。彼らは、その系譜を知り得るものの殆どが、京極氏入部以前からの出雲國の伝統的國人層であり、^⑬ 京極持清の時期には新しい支配機構として「郡奉行」が史料上に表われるが、その構成にもやはり同様の特徴が見られる。^⑭

これに対して、ここで奉書を発給している奉行人については言えば、奉書の書式が官途書であるため、署判者を確定する事は困難であるが、康正から寛正年間の奉書については同時期に近江国について発給されたものがいくらか残されており、それと対照すれば、この時期の京極氏奉行人はその対象とする地域にかかわらず、ほぼ共通している事がわかる。更に、

出雲国に対して発給された奉書の署判者の一人は、花押から多賀豊後守高忠と確認できるが、彼は周知の如く京極持清の下で所司代を務め、京都或は近江においてその腹心として活動していた¹⁵。とすれば、京極氏の奉行人はあくまでも京都或は近江における京極氏膝下の機関であって、特に出雲国支配のために編成されるような事は無かったと言える。

以上を総合するならば、出雲守護としての京極氏の領国支配は、整然とした領国支配機構を備えたものではなく、有力寺社・国人等の国内の伝統的勢力の自立性を前提とし、彼等に権限の行使を委ねて行なわれていたものであった。これには一つには京極氏の本拠地である近江と出雲の地理的な隔たりにも因ると考えられるが、例えば大内氏が本国周防以外の管国にも一族・譜代を守護代に配置していたような例と対比すれば¹⁶、そこには先に触れた出雲国の歴史的特質が色濃く表出されている事が感じられる。杵築大社三月会に象徴されるような伝統的勢力間の秩序がここには根強く息づいており、京極氏の領国支配はそれに強く規制されていたのである。

① 『明德記』。

② 書状については、京極氏の書式が時期により必ずしも定まっていな
い事あって、宛行状等公的文書と見るべき内容のものも含まれるが、
主として支配機構について考察する本章ではそれ程問題にはならぬと
考え、一応省略した。

③ 例えば米原正義氏前掲「出雲尼子氏の文芸」。

④ 応仁二年（一四六八）十一月五日付京極氏奉行人連署奉書（佐々
木文書）及び文明四年（一四七二）六月二七日付京極氏奉行人連署奉
書（小野家文書）。

⑤ 小泉義博「室町幕府奉行人奉書の充所」（『日本史研究』一六六号、
一九七六年）。

⑥ このような通説に対し、米原正義氏・松浦義則氏・藤岡大拙氏は、
各々前掲論文で疑念を提示されているが、この時期の尼子氏について
の明確な位置づけはなされていない。

⑦ 井上寛司「出雲大社と鰐淵寺」（『山陰—地域の歴史的性格』所収、
雄山閣、一九七九年）。

⑧ 同寺文書の永享一〇年（一四三八）三月二三日付管領施行状には、
「早任去十一日御判之旨、可被停止使者之入部之由、所被仰下也」と
ある。

⑨ 井上寛司「中世出雲国—宮杵築大社と荘園制支配」（『日本史研究』
二二四号、一九八〇年）。

⑩ 藤岡大拙「日御碕社をめぐる二三の問題」（『島根史学』一六号、一
九七一年）。

⑪ 同氏注⑩前掲論文。

⑫ 『小野文書』。

⑬ 『千家文書』応永三年（一四二四）某月某日杵築大社兩國造雜掌
言上状案。

⑭ 大熊・古志氏は南北朝期の出雲守護塩治氏の分流（『佐々木系図』）。

松田・大西・牛尾（本姓中沢）・三沢（本姓飯島）の諸氏は全て文永八年（一二七二）の杵築大社三月会頭役結番注文（『千家文書』）に出雲国内の地頭としてその名が見える。また神西氏は室町初期から神門郡岡山庄を領していた事が知られる（『春日文書』）。若宮氏のみは例外で、おそらく京極氏の下で所司代を務めた近江の若宮氏の一族と思われる（今谷明「増訂室町幕府侍所頭人並山城守護付所司代・守護代・郡代補任沿革考証稿」、『京都市史編さん通信』七〇・七二・七四号、一九七五年）。

⑬ 年末詳二月二七日付の京極持清書状（『北島文書』）には三沢信濃守・八田五郎左衛門尉・広田肥前守が郡奉行として見える。三沢氏は注⑬参照。広田氏も本姓湯氏で注⑬の結番注文に見える。八田氏は在国

二 出雲守護京極氏の領国支配（その②）

ここでは前章に引き続き、守護京極氏の領国支配を別な角度から検討してみたい。

既に述べたように、『明德記』は京極高詮が明德三年（一三九二）正月に出雲・隠岐両国の守護に補任されたと記しており、また同年七月には、出雲に於る高詮の守護に職徴証の初見を見るが、応永二年（一三九五）になって、京極高詮に対し、改めて足利義満から次のような補任状が下されている。⑭

鹿苑院殿様

御判

出雲隠岐両国守護職并関所分事、為山名播磨守誅罰之賞、所補任佐々木治部少輔高詮也、早令領知、准本領子孫可相伝之状如件、

応永二年三月廿日

この補任状についてはいくつかが注目に値する点がある。まず第一に、京極高詮は明德三年（一三九二）以来明らかに

朝山氏の分流で、『政所賦銘引付』文明七年（一四七五）二月一日条に「朝山八田肥前守」が見える。

⑯ 寛正三年（一四六二）五月二五日付京極氏奉行人連署奉書はか数通（『大徳寺文書』）。

⑰ 寛正五年（一四六四）七月某日付京極氏奉行人連署奉書（『朝山文書』）。

⑱ 二本謙一「室町幕府侍所司代多賀高忠」（『国学院大学紀要』一二号、一九七四年）。

⑲ 松岡久人「大内氏の発展とその領国支配」（『大名領国と城下町』所収、柳原書店、一九五七年）。

守護としての権限を行使しているにも拘らず、三年後に改めてこの補任状が発給されたという事実が問題となる。

そこでこの補任状の文言に注目すれば、それはただ単に京極高詮を守護に補任するという事実のみでなく、その根拠が山名満幸を誅罰した功績である事、そして更に両国の闕所分も合わせて「准本領子孫可相伝」というその性格にも及んでいる。

幕府の側がこの「准本領」にどのような具体的内容を意図していたかは明らかでない。しかし、京極氏の側には、この文言は強く意識され、その領国支配の展開の中で具体的内容を与えられていった。以後の京極氏代々の讓状にこの両国の守護職が記載されているのはその一例であるが、更に直接この文言が引用された次のような事例がある。

応永一三年（一四〇六）七月、幕府は出雲・周防両国の段銭を東寺修理要脚に当てる事を定め、出雲守護京極高光及び周防守護大内盛見にその徴収を命じたが、京極高光は出雲においては杵築大社三月会が毎年の大儀であるため役夫工米を免許されている事、及び杵築大社の造営が現在行なわれている事を理由としてこれに応じなかった。

これに対し、幕府は応永一九年（一四二二）九月、新たに尾張他五ヶ国の棟別を東寺修理要脚に当てると共に、京極高光に対しても改めて御教書を発し、出雲国の段銭徴収を命じたが、高光は又してもこの命に応じなかった。彼の主張は、次に掲げる東寺雜掌申状案によって知る事ができる。

東寺雜掌申

当寺修理要脚出雲国段銭難波間事

右以去月十一日御教書、相付当国守護方、遵行事致催促之処、返答云、於当国者、被准本領、諸役免除之間、如此等臨時國役事固不可叶、所詮急此趣從寺家可申入公方云々、仍不能承引、被返進彼御教書畢、早預御成敗、為致催促、言上如上、

応永十九年十月

この問題が最終的にどのような形で結着したかははっきりしないが、応永三〇年（一四二三）に至っても依然として段銭

徴収が実行されていなかった事は、同年三月の東寺雜掌申状案によって確認できる。^⑧

これら一連の事件を通じて、京極氏は、杵築大社の造営や同社の三月会に象徴される、伝統的な出雲国内の支配勢力を中心とする秩序の維持を、その領国支配の要件として強く打ち出している。そして、幕府から与えられた「准本領」なる権限も、ここでは京極氏によって、右の事に関わる「諸役免除」として具体的内容を与えられているのである。

京極氏の領国出雲に対する右のような姿勢は、既に前章で見たような京極氏の領国支配の形態からすれば、当然の帰結であろう。それは、京極氏がその領国支配を大きく依存していた杵築大社を始めとする国内の伝統的勢力の要請でもあろうし、また京極氏自身にとっても不可欠の要件であった。

と言うのは、抑も出雲国に於ては、その造営が一国の平均役で行なわれる寺社は、杵築大社を始めとして神魂社・安国寺などかなりの数にのぼる。^⑨そして、その一国平均役の徴収は、既に南北朝期より守護京極氏による公田数の掌握と、それによる段別賦課を以て行なわれていた。^⑩

京極氏が出雲に於て実現した守護段銭も、右のような条件と、先に見たような京極氏自身の意識の全き延長線上にあるものとして理解せねばならない。京極氏の守護段銭については、国人に対する京極氏の段銭給与が京極持清の嘉吉二年（二四四二）のそれを初見とし、以後彼による段銭免除・段銭給与が頻出する事から、大略右の時期に成立したと考えられるが、それは文明年間になって守護が幕府に勤仕すべき諸役までが滞るといふ事態を招くに至り、文明一四年（一四八二）一二月には段銭免除を悉く棄破せしむべき旨の幕府奉行人連署奉書が守護京極政経及び尼子経久に充てて発せられている。^⑪しかし、このような事態が幕府―京極氏―国内諸勢力の一貫した枠組の延長線上にある事は、先の応永の東寺修理要段銭をめぐる一連の事件を思い起こせば、容易に理解できるだろう。

寺社・国人に対する段銭の給与・寄進は、結果としてその所領に対する守護権力の不介入を招来する。^⑫とすれば、幕府より諸役免除・守護不入の特権を与えられている有力寺社・奉公衆の所領に加えて、この京極持清の時期に、守護権力の

不介入地域は大幅に拡大されているのであり、更にまたそれは国人自らの所領にとどまらず、例えば仁多郡の有力国人三沢氏は、その権限の具体的な由来は明確ではないが、同郡岩屋寺領に対して文安元年（一四四四）の造内裏段銭を独自に免除している。^⑮

京極氏は幕府から「准本領」として出雲・隠岐兩國を与えられ、それは京極氏の領国支配の展開の中で幕府に対する「諸役免除」の主張という形をとって表われた。しかしながら、その実質は、杵築大社三月会に象徴される国内伝統的勢力の主張が京極氏を通して現われたと言わなければならない。結果として彼らの自立性は公権力による保証を与えられるに至ったものである。前章に見たような京極氏の出雲領国支配のあり方はここにも一貫しているのであり、尼子氏の出雲入部の意味も、こうした状況を前提として考察されねばならないのである。

① 同年七月一日付京極高詮書下（『佐方文書』）。

② 『佐々木文書』。

③ この間に於る彼の守護在職徴証は、以下の通りである。明徳三年八月一七日付書下（杵築大社三月会の遂行に関するもの、『千家文書』）。

同年八月二日付書下（杵築大社領の安堵、『北島文書』）。同年一〇月二八日付書下（同、『千家文書』）。同年閏一〇月七日書下（同、『千家文書』）。同年閏一〇月一六日付書下（鰐淵寺領の安堵、『鰐淵寺文書』）。明徳四年三月二〇日付書下（三刀屋氏に対する宛行状、『三刀屋文書』）。同年六月六日付書下（神西氏に対する宛行状、『春日文書』）。

④ いずれも『佐々木文書』。

⑤ 『東寺百合文書』。

⑥ 『東寺百合文書』。

⑦ 『東寺百合文書』。

⑧ 『教王護国寺文書』一〇八七号。

⑨ 杵築大社については応安元年（一三六八）九月九日付室町幕府御教書（『千家文書』）、神魂社については応永二六年（一四一九）九月八日付室町幕府御教書（『千家文書』）、安国寺については長祿二年（一四五八）九月二九日付室町幕府御教書（『安国寺文書』）により、いずれもその造営が一國平均役を以て行なわれた事がわかる。

⑩ 注⑨の応安元年九月九日付室町幕府御教書に、「早支配当国本田数内五千余町、段別式拾文宛課之、急速可被遂造功」とある。

⑪ 『佐方文書』（熊本県史料）所収。

⑫ 岸田裕之「守護支配の展開と知行制の変質」（『史学雑誌』八二一一号、一九七三年）。

⑬ 『佐々木文書』。

⑭ 岸田裕之氏前掲論文。

⑮ 『岩屋寺文書』。

三 尼子氏の出雲支配権の成立過程

本章では、京極氏から尼子氏への出雲支配権の移行について検討するが、それに先だって、まず京極氏の守護領国下に於る尼子氏の位置づけをする必要がある。

出雲に於て、確実な史料に尼子氏の名を見出し得る上限は、従来の研究でも触れられているように、永享十一年（一四三九）十一月の日御碕一神子重言上状である。関係部分を次に掲げる。^①

（前略）

正長元年十月十七日并当年正月六日、国造卒大勢御崎仁令発向、種々狼藉以外之間、尼子四郎左衛門尉殿雖有御成敗、更無承引、結局重而令乱入、舟別棟別等押取之条、言語道断悪行也、

（後略）

右の文面から、尼子氏（ここでの四郎左衛門尉は一般に清定かその父持久に比定されている）がこの頃から守護権限にかかわる活動をしていた事は窺える。しかしながら、これを以て通説の如く尼子氏を一貫した守護代と見なす事は、先に行なった守護発給文書の検討の結果からも認め難いし、また応仁・文明の乱に活躍する尼子清定が応仁二年（一四六八）になつて能義郡奉行職に補任されている事実も説明を付け難くなる。^②

敢えて推論するならば、尼子氏は奉公衆とならなかつた京極氏一族として、京極氏の出雲領国支配機構を押えていた出雲国内の伝統的勢力に対抗すべく、正長から永享の頃に出雲に入ったと想像される。しかしながら、先に見たように康正年間には尼子氏は未だ他の国人と並列的な立場に置かれており、尼子氏が守護権力の体系内で抜きん出た地位を占めるのは応仁・文明の乱以降の事である。当時の守護京極持清は乱中京都或は近江にあって、遠く隔たった出雲における隣国守護山名氏との抗争と、その中でその国人の定かならぬ去就に悩まされ、一族の尼子清定を強く頼みとし、清定もよくそれに

応えた。その結果、軍忠状の上申や感状の下給に尼子氏の関わる例が多数見られるようになり、また清定は戦功によって京極持清から出雲東部に多くの所領を宛行われた。^⑤

こうした実績に支えられて、尼子氏の守護権力の体系における地位にも大きな変化が生ずるに至る。単独で尼子氏を充所とした、つまり尼子氏のみを執行者とする守護発給文書が登場するものもこの時期の事である。^⑥

更に、文明二年（一四七〇）八月に京極持清が没すると、嫡孫の孫童子が出雲守護となったが、幼少のため、幕府としても出雲における守護権限の行使を京極氏に任せておく訳には行かなくなった。文明三年（一四七一）七月、幕府は長期に亘って熾り続けて来た杵築大社と日御碕社との境相論を裁決し、守護京極孫童子及び尼子清定に対し、全く同日付・同一文書の奉行人連署奉書を発してその判決の執行を命じている。^⑦ここに至って、清定は、出雲における守護権限の実質上の執行者として、幕府から認定されたと言える。

しかしながら、この時点での尼子氏は、実力を以てその権限を完全に裏付ける事はできなかった。日御碕社への社領返付は円滑に行なわれなかったと見え、翌文明四年（一四七二）三月、幕府は再びその返付を命ずるに至ったが、この時は尼子清定のみならず、牛尾・松田等を始めとする国内の伝統的有力国人層に対して、返付に合力すべき事を命じた奉行人連署奉書が直接発せられている。^⑧この時、守護京極氏の名は見えないが、それはこの直前に守護が京極孫童子から京極政経に交替しており、それに伴う混乱のためと思われる。

これは、言わば先に見た出雲に於る守護権力の執行体制が、幕府に直接把握されたとも言うべきであろう。守護が不安定な状態にある時、幕府が直接出雲国内にその権力を発動させるには、この段階では国内の伝統的国人層を個別に把握せねばならなかったのである。

この後、出雲守護職は政高（後政経）の保持する所となつて一応の安定を見せ、尼子氏の当主は清定からその子経久にかわるが、前章で触れた文明一四年（一四八二）の段銭免除の棄破を命ずる幕府奉行人連署奉書は、京極政経に充てられた

ものと同日付で殆ど同一文言のものが尼子経久にも充てられており、守護京極氏の下では尼子氏の守護権限代行者としての地位は保持されていたと考えられる。

ところが、二年後の文明一六年（一四八四）三月には、尼子経久は社本所領押領・御所修理料段銭難泲等の科で幕府から追討されるに至る。^①この事件については史料が乏しく、具体的な状況は不明であるが、『陰徳太平記』等の軍記物は浪々の身となった経久が二年後には奇計を以て富田城を攻略し、以後出雲国内の征服に乗り出していったと伝えており、これが尼子氏の幕府―守護体制に対する反逆性を主張する通説の最大の根拠となって来た。しかしながら、この事件については、尼子経久討伐の主体が軍記物に見える所の守護ではなく、あくまでも幕府である事、そして経久追討の中心的な理由となっている段銭の難泲が、これまで見て来たような京極氏の領国支配の性格からすればむしろ当然の帰結である事を改めて想起すれば、これを以て尼子氏の幕府―守護体制に対する反逆性を強調する事は必ずしも適当ではないと考えられるのである。

ただ、これ以後しばらくは尼子氏に関する史料は存在せず、尼子経久の一時的な没落はうかがえる。そこで、これを間接的に検討するため、この時期の出雲における幕府―守護体制の機能がどのようであったかを見る事にする。明応五年（一四九六）四月、幕府は御料所朝山郷をめぐる相論について、論所を御料所に付け、新代官飯尾清房に合力すべき事を奉行人連署奉書を以て国内の幕府外様衆宍道兵部少輔及び国人の神西越前守・三沢遠江守に命じている。^②この頃、守護京極政経は近江で一族の京極高清との争いに忙殺され、しかもこの間に將軍足利義材の怒りに触れて惣領職を剝奪されており、事実上出雲守護は不在の状態であった。この時、先の一件に尼子経久の関与した形跡は見えず、経久もこの時期出雲における守護権限代行者としての地位を失っていたものと考えられる。そして、ここでは京極氏一族の幕府外様衆である宍道氏を中心とする体制によって守護権限の執行が行なわれているのである。^③

だが、それから数年後には、京極政経と尼子経久が相次いで幕府との関係における復権の徴証を見せている。京極政経

は明応八年（一四九九）九月に神西越前守を神門郡奉行に補任してあり、翌九年四月には先に宍道氏らのかかわった朝山郷の年貢について幕府奉行人奉書をうけている。宍道氏らによる守護権限の執行体制はその機能を失ったと見るべきであろう。また尼子経久は、同年九月に三刀屋忠扶の態谷上下郷買得について、これを保証すべき旨の幕府奉行人奉書をうけている。^⑭

尼子氏の復権がどのように行なわれたかは直接これを物語る史料が存在しないが、その徴証が京極氏の出雲守護としての復権と時を隔てずして現われる事から、京極・尼子氏の幕府との関係における一体化を想定する事はあながち不自然とは言えまい。これ以後、両者の関係は直接史料上には現われず、間もなく京極政経の死が訪れる。

- ① 『日御崎神社文書』。
- ② 『佐々木文書』。
- ③ 京極氏の一族には奉公衆となった者が多く、それはまた幕府の守護抑圧政策の一環を成していた。これについては福田豊彦・佐藤堅二「室町幕府將軍権力に関する一考察」『日本歴史』二二八・二二九号、一九六七年）参照。
- ④ 『佐々木文書』。
- ⑤ 同右。
- ⑥ 文正二年（一四六七）二月二日付京極持清邊行状（御府記録）、文明四年（一四七二）六月二十七日付京極氏奉行人連署奉書（小野文書）。
- ⑦ 『日御崎神社文書』。
- ⑧ 同右。
- ⑨ 文明三年（一四七一）閏八月二日付足利義政御判御教書案（『佐々木文書』）。
- ⑩ 『佐々木文書』。
- ⑪ 同年三月一七日付室町幕府奉行人連署奉書（『吉川家文書』）。
- ⑫ 『朝山文書』。
- ⑬ 『大乘院寺社雜事記』明応元年（一四九二）二月一六日条。
- ⑭ 宍道氏は京極氏の一族であり（『佐々木系図』）、諸種の番帳に外様衆としてその名が見える。
- ⑮ 『春日文書』。
- ⑯ 『朝山文書』。
- ⑰ 『三刀屋文書』（『諸家古文書纂』所収）。

四 尼子氏権力の基本的性格

永正五年（一五〇八）一二月四日、京極政経は出雲においてその生涯を閉じる事となるが、これに先立ち、彼は孫の吉童

子に充てて出雲・隠岐・飛騨三ヶ国の守護職及び惣領職・諸国所領の讓状を認め、また尼子民部少輔・多賀伊豆守の兩名に充てて書状を以て右の讓状と代々の証文を託した。^①

この時以来尼子氏が右の文書群を所持し続けていたかどうかは判然としないが、ともあれ京極氏代々の文書は尼子氏の子孫である毛利家中の佐々木氏に伝えられ、この所謂『佐々木文書』は今日京極・尼子氏の研究の基本史料となっている。しかし、この文書伝来の事実そのものに改めて考えを及ぼすならば、直接尼子氏の由緒を示す文書群と共に、京極氏代々の幕府からの宛行状や補任状、当主の讓状などが大切に伝えられて来た事實は、尼子氏の意識を窺う上において、きわめて興味深いものがある。先に触れた京極政経の讓状を含め、政経の死に至るまでの京極氏代々の文書が伝来している事は、政経の死後、尼子氏が京極氏の家督と守護権を引継いだと言う意識の表われと見るべきではないだろうか。

その事は、実は多くの史料に窺えるのであるが、手始めに先にも触れた尼子氏に対する守護職補任状を検討してみよう。これは、天文二十一年（一五五二）尼子晴久に対して発給された出雲・隠岐・因幡・伯耆・備前・美作・備後・備中の八ヶ国に関するものであり、將軍足利義藤の御判御教書と、これに副えて発給された一連の奉行人連署奉書から成っている。^②まず、御判御教書を左に掲げる。

（花押）

因幡・伯耆・備前・美作・備後・備中六箇国守護職事、所補任尼子民部少輔晴久也者、早守先例、可致沙汰之状如件

天文二十一年四月二日

この御判御教書に記載された六ヶ国の一国ずつについて、各々左のような奉行人連署奉書が発せられている。

因幡国守護職事、任去四月二日御判之旨、宣被存知之由、所被仰下也、仍執達如件

天文二十一年六月廿八日

左衛門尉（花押）

大和守（花押）

尼子民部少輔殿

ところが、出雲・隠岐の兩國だけは、これらとは別の扱いを受けており、兩國については右の六ヶ国とは別に御判御教書（現在伝わっていない）の発給された事は、左に掲げる奉行人連署奉書により明らかである。

出雲・隠岐兩國守護職事、任惣領割分之旨、去四月二日被成御判訖、宜被存知之由、所被仰下也、仍執達如件

天文廿一年六月廿八日

左衛門尉（花押）

大和守（花押）

尼子民部少輔殿

そして、出雲・隠岐の兩國のみが別に扱われている理由は、右の奉行人奉書に示された兩國守護職の由緒が物語っている。京極氏に於ては、この兩國の守護職は、既に見たように「准本領子孫可相伝」と言われるものであり、実際京極高詮以後代々譲状を以て相伝されていた。とすれば、尼子氏に於ても、兩國守護職は京極政経から尼子経久へ、そして経久から晴久へ受け継がれたものとして意識されており、また幕府もそれを認めていたのである。

右のような意識は、尼子氏に関する他の史料にも広く認められる。例えばこれより三年後の天文二四年（一五五五）二月、晴久は杵築大社を始めとする国内の有力神社に同一文言の寄進状を寄せているが、その文面には「右意趣者、当国之儀、任嫡家相統之由緒、代々存知之、以其旨、对晴久下給京都御下知畢」とある。^③

また、安堵状等について、左のように京極氏の先判を由緒とするものがしばしば見られる。^④

就当寺々領之儀、（京極持世）宝生寺殿并伊予守経久一行之旨一々令披見之、慥得其意畢、然間從竹矢之郷相立候寺領老町大之儀者、於向後、諸城普請其外諸役不可有之状如件

永禄元年九月廿三日

（尼子晴久）
修理大夫（花押）

安国寺

以上のように、尼子氏の領国支配は、京極氏から受けついだ守護職を根拠とするものであった事が尼子氏自身には強く意識されていた。しかも、それは単に系譜として意識されていたにとどまらず、幕府との関係の中で具体的に機能していたのである。その事を明らかにする事例を、以下経久・晴久の二代にわたって追ってゆきたい。

京極政経の死の直前にあたる永正五年（一五〇八）九月、尼子経久は立願によって杵築大社の造営を同社に申し出た。この時点で、尼子経久の出雲守護権代行者としての地位は、もはや揺るぎないものとなっていたと考えられる。この造営は、翌年六月に着工し、一〇年の歳月を費して、永正一六年（一五一九）四月に遷宮が行なわれた。また、永正六年（一五〇九）一〇月には、杵築大社と一対となって中世出雲国一宮を形成していた鰐淵寺に対し、三ヶ条の掟を下している^⑤。しかしながら、京極政経の死後、守護職を譲られたその孫吉童子の消息や、尼子経久との関係を物語る史料は存在しないため、この時期の尼子経久の地位を制度的に確定する事は不可能である。

尼子経久と幕府との関係は、大永四年（一五二四）になって史料上に表われる。同年四月の日御碕社造営にあたって、経久は將軍義晴の御判を奉じ、出雲・隠岐の両国及び伯耆国のうち汗入郡・日野郡・相見郡、石見国のうち迦摩郡・安濃郡・邑知郡に対して棟別を申し付けている。少なくともこの時点では経久は幕府から出雲・隠岐両国及び伯耆・石見分郡の守護として認定されていたと見る事ができるだろう。またこの頃、幕府内談衆大館常興は経久を「雲州守護」と呼んでいる^⑥。以下、管見の限りで尼子氏が幕府の命をうけて守護としての職務を果たしている事例を挙げてゆこう。

三上兵庫頭経実知行分因幡国岩井庄事、速可渡付之段、対守護急度加竟見者、尤可為神妙、猶委曲常興可申候也

七月十七日

御判

佐々木尼子伊与守とのへ

佐々木尼子民部少輔とのへ

兩通御文言同前也、御料紙鳥子半切也

この御内書が発給されたのは天文七年(一五三八)の七月であり、『大館常興日記』に關連記事を載せる。尼子經久と詮久父子の双方に充てて発給されているが、この頃經久は隠居して詮久(後晴久)が領国の政務を行なっており、その事は京都にも伝わっていた^⑩。右の御内書の内容は、奉公衆三上經実の所領因幡国岩井庄について、因幡守護山名氏による守護権限の行使が期待できない状態から、尼子氏に対してその保証を求めたものである。当該国の守護がその権限を行使し得ない場合、隣国守護がこれを代行する例はかなり以前からあり、これを以て尼子氏の守護在職の徴証とする事は不当ではあるまい。

右と同様の事例として、天文九年(一五四〇)正月一日には、奉公衆小林民部少輔が近年不知行となっている所領作州布施郷について、尼子方へ下知を成されたき旨を申請した事が内談衆に披露されている^⑪。

また、時期ははっきり確定できないが、尼子經久が御料所の維持に腐心していた事は、次の史料から窺える^⑫。

(神門郡朝山郷)
ひゑ原事 紀伊守へ打渡候、此在所事、公方御領所候、別儀申付事候、意得候ハテ可被申候、已前約束之時節、松本使仕候、代官職事者、彼者ニ被申付候テ可然由候ツル、其身申計候間、不相届候哉、自其内々可申遣候、恐々謹言

十一月四日 經久判

龜井能登守殿

尚々、代官者候ハテ不可叶候間、御申付尤可然候

尼子經久は天文一〇年(一五四一)一月に没し、嫡孫の晴久が家督を継いだ。晴久はもと詮久と称したが、同年一〇月、將軍義晴の偏諱を受けて晴久と改めている^⑬。晴久の代について、引き続き同様の事例を検出しておくと、辛くも經久在世中の時期にかかる天文一〇年(一五四一)一〇月、二位法印知行分雲州嶋根郡東長田郷が近年不知行のため、尼子民部少輔(晴久)方へ下知がなされている^⑭。

また、翌一一年（一五四二）二月には、治部大輔昭知行分伯州星川庄の違乱を退けるべき旨の下知が尼子晴久及び地下に対して成されており、これについては同年五月八日、尼子晴久より疎意有るべからざる旨の復命がなされている。^⑧

この他、時期をはっきり確定する事はできないが、『大館常興日記』天文八年（一五三九）七月の紙背文書に、尼子氏に對して石清水八幡宮領備後国葦江庄の日供料を保証する事を求めた書状案があり、内談衆であった大館常興の立場からしてこれも幕府機関で処理された可能性は大きい。

以上のように、幕府は尼子氏を守護として認定し、尼子氏もまた必要があればその職責を果たしていた。尼子氏の支配権は、従来考えられていたように幕府―守護体制への反逆、それからの脱皮によって生まれたものではなく、京極氏の家督及び守護権の継承と、幕府によるその認定によって、戦国期の幕府―守護体制の中で実現したものと見えよう。その事が、尼子氏の領国支配の性格をどのように規定していたかについては、次章において見る事とする。

① 『佐々木文書』。

② 同右。

③ 『千家文書』・『日御崎神社文書』。

④ 『安国寺文書』。

⑤ 「永正年中大社御造營之次第」(『千家文書』)。

⑥ 『鰐淵寺文書』。

⑦ 『日御崎神社文書』。

⑧ 『大館常興書札抄』(『群書類従』消息部所収)。その時期は確定できないが、同書に天文三年（一五三四）に没した塩治彦四郎興久の名が

見える事により、それ以前である事は確かである。

⑨ 『御内書案』(天理図書館蔵)所収。

⑩ 『大館常興日記』天文七年九月八日条。

⑪ 同右同日条。

⑫ 『三刀屋文書』。

⑬ 『大館常興日記』天文一〇年一〇月三日条。

⑭ 同右天文一〇年一〇月一日条。

⑮ 同右天文一一年二月五日条・同年五月八日条。

五 戦国大名尼子氏の領国支配と守護権

尼子氏の全盛期の家臣団を俯瞰する事のできる貴重な史料として、天文九年（一五四〇）八月一九日付の竹生島造營のた

めの奉加帳がある。^①これは、近江より出雲に下向した竹生島自尊上人の求めに応じて奉加した尼子晴久とその一族・家臣の名を連ねたものであり、その総数は一一七名に及ぶ。

その構成を順に見て行くと、先ず晴久の伯父にあたる刑部少輔国久を始めとして、尼子氏の一族八名が名を連ねている。次に、「御一族衆」の肩書きで三名が並んでいるが、これは問題である。その三名とは宍道八郎・鞍智右馬助・宍道九郎であるが、この宍道・鞍智氏は共に尼子氏の祖高久以後の分流ではなく、尼子氏の一族と言うよりは京極氏の一族と言うべきである。^②とすれば、京極氏の一族が「御一族衆」として位置づけられている事は、京極氏の家督を引き継いだ尼子氏の意識がここにも反映されていると見る事ができるだろう。

宍道・鞍智氏の次には、「奉公の末」の肩書きをもって朝山安芸守が位置している。「奉公の末」の意味は明確ではないが、朝山氏が古くは在国司として威を振るった名門で室町期には幕府奉公衆であった事、またこの前に位置した宍道・鞍智氏がいずれも幕府外様衆であった事を考え合わせると、この「奉公の末」は奉公衆の意かとも考えられる。もしそうだとすれば、奉公衆をここで特別な位置に置いている事は、やはり尼子氏の守護としての意識を示すものと言えよう。

次いで、「出雲州衆」として六八名が記載されている。その中には鎌倉・南北朝期の出雲守護であった佐々木・塩治氏の一族、或は文永八年（一二七一）杵築大社三月会結番帳に見える地頭などが多く含まれ、更には先に見た守護京極氏の出雲における守護権限の執行に携わっていた国人でこの奉加帳に名が見える者は、先の宍道・朝山氏を除いて全てこの中に含まれる。全体として、出雲国生えぬきの有力国人層と言うべきであろう。

最後に、「富田衆」として三七名が記載されている。その中には「古志六郎左衛門尉」のように、出雲州衆である佐々木一族古志氏の庶流と考えられるものもあるが、多くは鎌倉・室町期の史料に姿を見せず、京極或は尼子氏の古くからの被官と考えられる。

しかしながら、彼らは尼子氏の領国支配を実質的に担っていた存在であった。富田衆に亀井藤左衛門尉（国綱）の名を

表2 尼子氏奉行人一覧

奉行人名	期間	審判奉書数
○立原幸隆	天文11—永禄7	24
松尾重長	天文12	1
○中井家清	天文12	1
多胡辰敬	天文12	3
○亀井国綱	天文12	3
○屋葺幸保	天文12—天文16	3
大塚家清	天文13	1
◎牛尾幸清	天文15—永禄7	4
大石綱正	天文16	1
○森脇久貞	天文16—永禄6	6
○雑賀久清	天文16—天文20	2
○津森幸俊	天文16—永禄7	6
本田家吉	天文16—永禄7	13
仁賀左衛門尉	天文21—文禄6	1
真鍋新兵衛	天文21—永禄5	3
佐世清宗	天文23—永禄6	9
◎馬木真綱	弘治元—永禄6	2
○横道久宗	弘治元—永禄4	2
日置幸吉	弘治3	1
大石秀綱	弘治3	1
波根家豊	永禄3—永禄7	2
目黒重清	永禄4	1
○目賀田幸富	永禄4	1
本田家興	永禄4	1
本田秀親	永禄4—永禄6	2
岸宗盛	永禄4—永禄6	2
○河副久林	永禄5—永禄7	4
○河本幸忠	永禄5	1
○湯原重綱	永禄5	1
○高尾又太郎	永禄5	1
○福頼久隆	永禄5	1
○亀井久清	永禄5	1
佐世清嘉	永禄5	1
小林久慶	永禄6	1
多賀高信	永禄6	1
○安井久慶	永禄7	1
町原彦右衛門尉	永禄8	1
大杉佐渡守	永禄8	1
多賀久幸	永禄8	2

◎印：奉加帳の「出雲州衆」

○印：奉加帳の「富田衆」

(注) この他、法名のみで姓の判明しない者が3名ある。

載す亀井氏は、尼子経久の時代に能登守秀綱がおり、彼は経久の領国支配の実務を殆ど一手に行なっていた。^③

また、尼子晴久の時代になると、領国支配の基幹の文書として奉行人奉書が急増し、支配機構の整備・充実をうかがわせるが、そこに署名する奉行人は、表2に見えるように、基本的にこれら富田衆で占められ、奉行人のうち奉加帳には見えない者も、鎌倉・室町期の史料に殆どその姿を見せず、基本的な性格は富田衆と共通すると思われる。

右のような尼子氏家臣団の基本的構成のうち、出雲州衆が松浦義則氏の言うところの「国並」の奉公を果たす国人、富田衆が「被官並」の奉公を果たす土豪と考える事ができよう。^⑤

守護京極氏の下で自立性の強い権力として存在していた伝統的国人層たる出雲州衆の諸氏が、京極氏の守護権を引き継いだ尼子氏に対して果たす奉公が国の公的支配者に対する一般的義務としての国並奉公であったのは当然であり、それが一貫して尼子氏による伝統的国人層の編成原理であった事は、次の史料からもうかがえる。^⑥

(花押)
尼子経久

貴所御知行分守護役之事、晴久様被任御判形之旨、不可有相違候、自然於新儀者、至其時可有御申候、泉山普請之事、國無事之時者、自御知行分可被仰付候、但敵茂執出、大篇之儀候者、從此方茂可被仰付候、為向後被成袖御判候、恐、謹言、

永祿五年

牛尾遠江守

三月一日

幸清

河副美作守

久盛(花押)

赤穴美作守殿

参

右の史料に見える通り、出雲州衆である赤穴氏が尼子氏に対して果たす役は「守護役」であり、これに対する「新儀」の可能性に、京極氏の段階とは異なる戦国期の特質をうかがわせるが、それを可能とする論理はやはり「国」の大事なものであり、その限りにおいて永祿期においても国並奉公の原理は一貫していたと言える。

尼子氏が京極氏の守護権を継承した事は、京極氏に見られなかった富田衆のような直接の軍事的基盤に加え、自立的権力として存在していた出雲の国人を早期にかつ統一的に動員する事を可能とし、これが尼子氏の急激な膨張につながった。先に見たように幕府の尼子氏に対する守護権の認定を確認できる上限は大永四年(一五二四)であるが、この大永から天文初年にかけての時期が、尼子氏の進出の最も活発な時期であった。^⑧この時期、独自の御家人制によって守護権力を確立していた大内氏を除き、^⑨周辺諸国の守護が応仁・文明の乱以来の内紛と抗争のために不安定な状態にある中で、尼子氏は軍事的な優位に立つ事ができたのである。

その事はまた、先に見た尼子氏の守護権行使の事例の性格ともかかわっている。前章で見たように、尼子氏が幕府の命によって守護としての職責を果たしている地域は出雲・隠岐に限らずきわめて広い範囲に及び、尼子氏の実力を前提として実効を期待されている側面が大きいと考えられる。

伯耆国に関して言えば、まだ京極政経の在世していた永正三年（一五〇六）二月には、石清水八幡宮領伯耆国山田別宮が「依国念劇、有名無実」となったため、「隣国之儀」として但馬・因幡の守護である山名治部少輔・山名次郎の兩名に對してその沙汰付が命じられており、一國の守護職権の行使者が誰に認定されるかは、現地の情勢によってかなり流動的であった。これは戦国期幕府―守護体制の特質の一端を示すものと言えるが、先のように大永から天文初年にかけての時期に尼子氏が広範な地域において守護職権の行使者となった事については言えば、この時期の尼子氏の動静はかなり正確に幕府に伝わっており、幕府はかかる守護職の発動についてはかなりの確かな判断を下していた。

右のような状況は、守護制度の本質的な問題にかかわっている。京極氏の場合に守護職が讓状によって相伝されていたように、元來守護職は家との結びつきが強く、守護制度そのものが家によって体现されるという側面を持っていた^⑩。そのような守護制度の性格から、守護職を保持し得る家格としての守護家の意味が重要となるのは当然であり、更にそれは守護権の代行者としての資格ともなったと考えられる。とすれば、既に守護職を「惣領割分」としていた尼子氏も当然そうした守護家の一つであろう。尼子氏が周辺諸国の国人をも「国並」に動員する事が可能となった条件の一つはこのような守護の性格の変化にあったと考えられ、その事はまた出雲における尼子氏の家臣団編成の性格ともかかわってくる。尼子氏が守護となった事によって統一的な動員が可能となった出雲州衆が、反面では大内氏の動きに応じて向背常ならざる状態であったのは、一つには隣国守護たる大内氏が出雲守護権を代行し得る資格を持っていたためと考えられ、尼子氏は彼らの統制に最後まで悩まされた^⑪。

それと同時に、尼子氏権力の直接の支柱とも言うべき富田衆についても、尼子氏が守護であった事から来る問題が存在していたと考えられる。奉加帳には見えないが、奉行人として多胡辰敬を出している多胡氏を例にとれば、その所領支配は尼子氏の領域的支配権を前提として実現するものであり、領主としての多胡氏は尼子氏への依存度が強かった^⑫。

しかし、先にも見たように尼子氏の守護権は家と強く一体化しており、尼子氏の領域的支配権も守護権をその本質とす

る以上、特定の主君ないし家に対する被官並奉公も、国の公的支配者に対する国並奉公に質的に同化せざるを得ない。先に触れた奉行人多胡辰敬は、著名な『多胡辰敬家訓』を残しているが、その中で彼は尼子氏の命により石州刺賀の城番を務める事を、「国ノ御大事」無からんため「雲州ノ西ノ木戸柱トナリテ石見ノ刺賀岩山ニ居城仕」と述べている。

守護としての領国支配を行っていた尼子氏に対しては、家に対する奉公はそのまま国とその公的支配者に対する奉公に転化し得るのであり、その事は尼子氏家臣団の行動原理に複雑な性格を与える事となる。敢えて言えば、尼子氏においては少なくとも毛利氏に見られたと同様な「家中」の形成は困難であったのではなからうか。先ず家中を形成した毛利氏の課題が国衆の統制であったのに対し、守護として早期に一國支配を実現した尼子氏の課題は、家中に匹敵する強固な家臣団編成の原理を形成する事であったが、尼子氏は遂にそれを成し得ないまま没落して行ったと考えられる。

① 『竹生島文書』(滋賀県立図書館架蔵写真版)。

② 『佐々木系図』。

③ 経久の書状に多く添状を發給している他、永正一六年(一五一九)

の杵築大社遷宮及び大永四年(一五二四)の日御崎社遷宮にはいずれも造宮奉行を務めている(第四章注⑤及び注⑥)。後に、『鰐淵寺文書』弘治二年(一五五六)六月某日同寺三答状案は、彼を「其時分、経久存知之國々大小事、悉皆令存知、為明白之仁妹事、無其隱」とまで言いい、『秋上文書』の「出雲國守護職次第記」は、大永・享禄・天文の守護を尼子経久とし、守護代を亀井秀綱としている。

④ 表2は管見の限りでの尼子氏奉行人の一覽表である。尼子氏の奉行人奉書には、当主の袖判のあるものとなないものがあり、また書止め文言も多様で、その分類には種々の問題を含んでいるが、ここでは奉書文言を含むものを全て取り上げ、様式上の問題については今後の課題とした。

⑤ 松浦氏が国並奉公の國人の例として挙げておられる三万屋・赤穴・

(佐方・神西の諸氏はいずれも奉加帳の出雲州家に属し、被官並奉公の例として挙げておられる多胡・波根氏は奉加帳には見えないが、いずれも奉行人を出している)。

⑥ 『中川四郎氏所蔵文書』なお、牛尾幸清の花押は欠落している。

⑦ 『大館常興日記』・『親後日記』等参照。

⑧ 川岡勉「大内氏の軍事編成と御家人制」(『ヒストリア』九七号、一九八二年)。

⑨ 同年二月二三日付室町幕府奉行人連署奉書案(『石清水文書』)。

⑩ 注⑦に同じ。

⑪ この点に関しては、最近の朝尾直弘氏の提言がある(同氏「前近代国家史研究の到達点と課題」、『現代歴史学の成果と課題』1-2、前近代の社会と国家)所収、青木書店、一九八二年)。それと共に、事例として興味深いのが「関東八屋形」である。鎌倉府管轄下の常陸・下野・下総の三國では、守護である佐竹・結城・千葉の三氏の他、旧族領主五氏が鎌倉公方満兼の代に「屋形」の称号と朱の采配を許され、

守護職を兼任する資格を認められていた（市村高男「鎌倉公方と東國守護」、『歴史公論』一九八二年八月号）。

⑫ 第四章参照。

⑬ 國人の個々の動向については、米原正義氏前掲書参照。

⑭ 松浦義則氏前掲論文。

結 語

これまで戦国大名尼子氏の性格について、守護京極氏の領国支配から説き起こして考察を進めて来た。その結果、戦国大名としての尼子氏の性格が通説のように幕府―守護体制に対する反逆・独立をその本質とするのではなく、京極氏の守護権を継承して戦国期幕府―守護体制の一環に加わる事によって一國支配を確立し得た事、換言すれば尼子氏を戦国期の守護権力として捉え得る事が明らかになったと考える。それ故に尼子氏は強大な守護家である大内氏に対抗し得たのであり、一六世紀前半の中国地方の政治史は両者の抗争を軸として展開した。そこから、大内氏が滅亡し、尼子氏も守護の系譜を持たぬ毛利氏に圧倒されてゆく一六世紀後半の状況が改めて問題とされねばならないのである。

（付記） 本稿を成すにあたり、特に島根県立図書館の藤岡大拙氏及び島根大学の井上寛司氏に史料の閲覧その他種々の御世話に
った。末尾ながら記して謝意を表する次第である。

（京都大学院生

⑮ 毛利氏における家中の形成については、松浦義則「戦国期毛利氏

『家中』の成立」、『史学研究五〇周年記念論叢』日本編所収、福武書店、一九八一）、矢田俊文「戦国期毛利権力における家の成立」、『ヒストリア』九五号、一九八二年）参照。

The Power of *Shugo* 守護 in the *Sengoku* 戦国 Period :

The *Amagos* 尼子氏 in *Izumo* 出雲

by

Norikazu Imaoka

It has been emphasized that, as to the power of the *Amagos*, *Sengoku-daimyo* 戦国大名 in *Izumo*, it was established against the *bakuhu*-幕府-*shugo* 守護 system. But when we pay more attention to the *Amagos'* relationship to the *Kyogokus* 京極氏, *shugo* in *Izumo-no-kuni* 出雲国 in the *Muromachi* 室町 period, we can find that there is a considerable continuance between the two. Therefore we may regard the *Amagos* as *shugo*.

Concerning to the rule by the *Kyogokus* over *Izumo-no-kuni*, it was restricted by highly independent, traditional local powers, such as *kokujins* 国人, temples, shrines and so on. Against these powers, the *Amagos* came to *Izumo* from *Ohmi* 近江 for the purpose of acting for the *Kyogokus*. In the days of *Tsunehisa* 経久, the *Amagos* inherited the estates and the rights of *shugo*, and then was authorized by the *bakuhu*. Thus the *Amagos* was able to rule out *Izumo-no-kuni* as a whole by taking part in the *bakuhu-shugo* system earlier than the other *Sengoku-daimyos*. But the *Amagos'* power was established after such process that it was sustained by a vassal of duality, consisting of two groups: one, *Izumoshu-shus* 出雲州衆 who largely came from traditional *kokujin* class, and the other *Toda-shus* 富田衆 who administered political affairs. This duality remained a great problem for the *Amagos*.

Ouyang Xiu's 歐陽脩 Historiography and the

Qingli 慶曆 Reform

by

Yoshihiro Kobayashi

As a *jianguan* 諫官, *Ouyang Xiu* took part in the *Qingli* reform having